

# 『子育て世代』や『親元同居・近居する人』の 住宅取得を応援します！

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

## 子育て住まいる支援事業

町内に新たに住宅を新築・中古購入する人で、中学生以下の子を扶養している人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。(加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。)

### ◇加算要件

- ①中学生以下の子を2人以上扶養している場合
  - ・2人 5万円分加算
  - ・3人以上 さらに5万円分加算
- ②町内に親世帯が5年以上在住しており、同居・近居する場合  
→5万円分加算

- ③住民異動により町外から町内に転入する場合  
→10万円分加算

### ◇住宅要件

- ①住宅登記を完了していること。
  - ②住宅の持分が申請世帯(親世帯を除く)の合計で2分の1以上であること。
- ※その他要件の詳細は、お問い合わせください。

## お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。(住民異動により町外から町内に転入する場合は、基本交付額にさらに10万円分加算します。)

### ◇対象者要件

- ①町内に住宅を新築または購入する人
- ②町内に親世帯が5年以上在住している人、または町内に子世帯が5年以上在住しており、親世帯の住民異動により新たに同居を開始する人  
※すでに同居している人は対象外です。

### ◇住宅要件

- ①住宅登記を完了していること。
- ②住宅の持分が子世帯の合計で2分の1以上であること。

## 共通事項

◇申請方法 企画財政課企画係での事前相談(申請対象者には面談後に書類を配布)

◇申請期間 令和3年4月～年度末まで(令和4年2月28日(月)までの事前相談が必要)

※登記完了後、**6か月以内に申請**してください。

◇注意事項 以下の人は対象外となります。

- ①平成27年度～令和2年度に実施した同事業(子育て世代住宅取得商品券交付事業を含む)で交付を受けた人
- ②国や地方公共団体が行う用地買収などでの新築や移転を行った人
- ③災害などに伴う保険給付により新築や移転を行った人
- ④増築や住宅改修を予定している人

※子育て住まいる支援事業と親元同居・近居住宅取得応援事業の併用はできません。

※県が実施する支援事業とは異なる事業です。

※詳細はお問い合わせください。